

狛江市地域防災計画(修正素案)に対するパブリックコメント及び
市民説明会の実施結果について

〔期 間〕 令和2年11月1日から12月2日まで

〔対 象〕 市内在住、在勤、在学の方

〔素案の公表方法〕 安心安全課窓口での閲覧、広報こまえ(11月1日号)、市ホームページ、
市民説明会

〔意見の提出方法〕 安心安全課窓口への持参、郵送、FAX、電子メール

〔市民説明会〕

日時	場所	参加者
11月7日(土) 午前10時～	防災センター 4階会議室	2人
11月10日(火) 午後7時～	防災センター 3階会議室	3人

〔提出された意見〕 3人 13件 ※提出された意見と回答は、別紙1のとおり

■ 狛江市地域防災計画（修正素案）に係るパブリックコメントの意見及び回答案

No	意見	回答案
1	<p>災害発生時の市民側の情報収集ツール・インフラ構築の計画が盛り込まれているが、初動的な実稼働の時間短縮などの対応が要と感じる。 中越地震・東日本大震災などの際、各避難所間の情報や身内がどこの避難所に在所しているかといった情報を得るのに、結果的に各避難所を歩き回った事例があったことから、避難所間の情報共有も一考されたい。</p>	<p>地域防災計画は市の防災施策の大枠を示した内容となっているため、このような記載となっております。 避難所における個別具体的な対応については狛江市避難所運営基本マニュアル等の修正の際に参考とさせていただきます。</p>
2	<p>高齢者、障がい者、妊婦など、要配慮者のなかで、特に心身の状況や家族の状況などから、配慮されたスペースで過ごせるようにすべき対象者を把握すること。</p>	<p>要配慮者支援の詳細は「狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営プラン」において定めており、市は、本プランに基づき避難行動要支援者名簿を作成し、把握に努めているところです。</p>
3	<p>特に配慮を要する要配慮者（以下、特別要配慮者）に対して、風水害時は、指定避難所と福祉避難所を同時開設し、福祉避難所に直接避難できるようにすること。</p>	<p>要配慮者支援の詳細は「狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営プラン」において定めており、市が開設する風水害時の全ての指定避難所において、福祉避難スペースを設置し、要配慮者の避難スペースを確保しています。</p>
4	<p>学校等の指定避難所の福祉避難スペースの一部を、特別要配慮者の避難スペースと位置づける場合には、段ボールベッドや簡易ベッドの設置など環境を整えること。</p>	<p>要配慮者支援の詳細は「狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営プラン」において定めており、本プランにおいて福祉避難スペースでのパーティション等の利用を定めているほか、風水害時の避難所開設マニュアルにおいて、毛布等の優先配備について記載しております。福祉避難スペースの環境整備については、本プランの修正により対応していくこととしています。</p>

No	意見	回答案
5	高齢者、障がい者、妊婦など、要配慮者で自力で避難が困難な方に対して、風雨が激しくなる前に避難できるよう、巡回バスの運行など移動支援の体制を整えること。	移動支援につきましては様々な手法を検討し、体制の整備に取り組んでまいります。
6	猪方排水樋管、六郷排水樋管への強力な排水ポンプの設置を推進することを明記すること。	令和元年東日本台風を踏まえ、排水樋管のゲート遠隔操作化等の機能向上を図るとともに中長期的対策の検討を行うとした記載を追記したため、この中で有効な対策を検討いたします。
7	学校の校庭や西和泉グラウンド等への貯留施設整備をすすめることを明記すること。	令和元年東日本台風を踏まえ、排水樋管のゲート遠隔操作化等の機能向上を図るとともに中長期的対策の検討を行うとした記載を追記したため、この中で有効な対策を検討いたします。
8	止水板の設置等、浸水地域の住民が行う浸水防止対策についての補助制度整備を明記すること。	浸水危険度が高い地域における土のうや止水板の設置をはじめとした応急防水措置については、自助の取組として位置付けています。
9	スピーカーによる防災(災害)放送の聞き取りにくさや、設備支障も予想されるため、令和元年東日本台風の際の狛江FMの即応性や情報伝達力を考えると、ラジオによる情報伝達や平時の定期的な防災情報発信なども量的にも組み込めると良いと思う。	防災行政無線による放送は音声伝達手段であるため、悪天候時等には建物内では聞き取りにくいなど課題があることから、市では登録制メールをはじめ多様な手段での情報発信に努めているところです。ご意見のとおりラジオの情報伝達は災害時には有効な手段であるため、市内のコミュニティFM放送局との間で災害協定を締結し、災害時におけるラジオ放送の体制を整備いたしました。災害に備え、引続き放送局と連携して情報伝達手段の強化に取り組んでまいります。

No	意見	回答案
10	かなりのページ数がある計画だが、本番でしっかり機能するか心配である。また、計画はあくまで計画なので、計画通りにいかない場合に計画からの柔軟な修正ができるのか心配。	地域防災計画は災害対策基本法に基づき、市町村が作成しなければならない計画であり、市町村をはじめ、市町村地域の事業者、市民等が取り組むべき事項を幅広く定めていることから、非常に大きな計画となっております。災害時に取り組むべき個別事項については、大枠を示した本計画に基づきマニュアル等を整備し、訓練等を踏まえ適宜修正を繰り返しながら対策を進めていくものでございます。
11	現在の避難所の収容人数はどの程度か。	指定避難所の想定収容人数は、3.3㎡に2人として各施設の使用可能スペースの床面積から単純計算すると約1万2,000人となっております。ただし、感染症対策を踏まえた対応を取る場合、想定収容人数はおよそ半数程度と更に制限しなければならないと考えています。
12	避難所に避難すると想定される人数よりも避難所の収容可能人数が少ないと思うが、収容可能人数を増やすような計画はあるのか。	感染症対策を考慮した場合全ての公共施設を開放しても厳しいのが現実であるため、民間施設との災害協定の締結を進めているほか、縁故避難やホテル等への避難等、指定避難所以外の安全な場所への避難について、市民の皆様にお問い合わせするため、周知を行っているところです。
13	市役所と防災センターはハザードマップを見ると浸水が予想されるが、浸水しても機能は大丈夫なのか。	市庁舎は多摩川及び野川の洪水浸水想定区域内にありますが、市本庁舎1階に止水板を設置しているほか、防災センターのかさ上げの実施、情報通信機器、基幹サーバ、自家発電装置を上階に設置し浸水時においても機能維持が図れるよう浸水対策を実施しています。